

## 三重県社会的養育推進計画（I期）の策定について

## 1 策定の経緯

県では、令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）に基づき、社会的養育の体制や支援の充実に取り組んできたところです。児童福祉法の一部改正（令和4年）を受け、令和7年度以降の計画について、国の策定要領（令和6年3月）に基づき、新たな計画として策定します。策定にあたっては、子どもにとっての最善の利益が図られる計画となるよう検討を進めます。

## 2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

## 3 これまでの成果と課題

## (1) 現状

## ①三重県における18歳以下の人口推移

(人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
18歳以下の人口	291,387	285,674	276,732	271,379	265,836	259,708
3歳未満	39,939	38,256	35,170	34,217	33,739	32,600
3歳以上就学前	56,133	55,345	53,464	52,234	50,060	48,167
学童期以降	195,315	192,073	188,098	184,928	182,037	178,941

※三重県統計値（毎年10月1日現在の数値）

## ②代替養育が必要な子ども数

(人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
代替養育が必要な子ども数	590	593	540	512	505	496
3歳未満	63	60	41	38	39	37
3歳以上就学前	85	87	83	89	80	73
学童期以降	442	446	416	385	386	386

※各年度の実績は3月31日時点（令和元年度（12月1日時点）を除く。）

### ③現行計画の進捗状況

指標	H30	R5	R6 目標	R11 目標
里親等委託率（全年齢）（％）	28.8	29.7	36.7	45.0
養子縁組里親新規登録累計数（組）	43	91	64	92
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数	8	14	18	20
乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームで子どもの権利擁護の研修を受けている職員等の割合（％）	6.0	80.6	70	90
退所3年後の就労状況（％）	60.7	74.0	70	80
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	15	27	29	29
一時保護専用施設の整備数	3	4	7	8
児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数（件）	49	28	45	40

### （2）今後の課題

現行計画に基づき、社会的養育の体制整備や支援の充実に取り組んできたところですが、里親委託率や施設の多機能化等の取組、一時保護専用施設の整備数など、一部の指標においては目標達成に至っていない状況にあります。

引き続き、有識者、関係団体等で構成する「三重県社会的養育推進計画（I期）策定検討会議」等における議論をふまえ、社会的養育を必要とする子どもが自立に向け健やかに育つことができる環境を整備していく必要があります。

## 4 計画の概要

『すべての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』を基本理念とし、支援を必要とする保護者（妊産婦を含む。）及び子どもを対象として、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで、途切れなく隙間のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖の解消を図ります。

## 【計画の構成案】

### <総論>

- 1 はじめに
  - (1) 計画の趣旨
  - (2) 計画策定の基本理念と基本的方向
- 2 計画の全体像
  - (1) 子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援
  - (2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障
  - (3) 途切れなく隙間のない支援
- 3 計画の評価指標・関連指標等
  - (1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
  - (2) 評価指標
  - (3) 関連指標
  - (4) 三本の支援の柱にかかる評価指標・関連指標のツリー図
- 4 計画全体に関わる検討課題
  - (1) 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み（潜在的な需要）
  - (2) 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等
  - (3) 子どもの自立のための支援戦略（失敗しても再チャレンジできる環境）
  - (4) 人材の確保と人材の育成
  - (5) 支援のための財源の確保

### <各論>

- 5 各関係機関等の具体的な取組
  - (1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
  - (2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
  - (3) 一時保護改革に向けた取組
  - (4) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
  - (5) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
  - (6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
  - (7) 児童相談所の強化等に向けた取組
  - (8) 障害児入所施設における支援
- 6 次期計画づくりに向けて
  - (1) 調査・研究の実施
  - (2) PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題
- 7 関係機関等との連携・協力と情報の収集と発信
  - (1) 課題解決に向けた調査・研究に関する関係機関等の連携・協力
  - (2) 課題解決に向けた情報収集と関係機関等への情報発信

## 5 計画策定のポイント

### (1) 子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援

子どもたち自身が、自分の置かれた環境を知り、どのように考え、いかに自分の進むべき道を判断していくのか、それをサポートする人材の育成はもとより、子どもたちの理解を高める取組を進めます。

## (2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障

家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントが徹底される環境づくりを進めます。

また、子どもの最善の利益を実現するための取組の一つとして、子どもの意見・意向を丁寧に把握し尊重しながら、親子関係再構築や特別養子縁組等に備える重層的・複合的・継続的な支援を提供できる体制を整備します。

## (3) 途切れなく隙間のない支援

支援機関が子どもに寄り添いながら支援をつないでいくような仕組みや、各関係機関同士が連携し、隙間を埋めることによって必要な支援が届くよう、関係機関同士の支援の輪をコーディネートする機能の構築に取り組みます。

## 6 今後の予定

- |      |     |   |
|------|-----|---|
| 令和6年 | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）<br>パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年 | 2月  | 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案の説明）                       |
|      | 3月  | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）<br>計画の策定                 |